

八 広 監 第 32 号
令和元年 12 月 5 日

請求人 ***** 様

八戸地域広域市町村圏事務組合

監査委員 早 狩 博 規

監査委員 松 尾 和 彦

八戸地域広域市町村圏事務組合職員措置請求結果通知書

令和元年 10 月 10 日付けで提出された地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）
第 242 条第 1 項の規定による住民監査請求について、同条第 4 項の規定により監査を実施したので、
監査結果について次のとおり通知します。

記

第 1 請求の受付

1 請求人

住所 *****

氏名 *****

2 請求書の提出

令和元年 10 月 10 日

3 請求の要旨（原文のとおり）

平成 31 年度リサイクルプラザ運営管理業務委託で受託者が用意すべき重機（別表 1）の取得費を毎年支払い、又、維持費は負担しないと仕様書第 7 条に規定するが第 3 号明細書の通り
¥11346291 円の支払が不当と思われるので管理者小林真に返還を求める

4 事実証明書

平成 31 年度分の八戸リサイクルプラザ運転管理業務委託に係る次の書類の写し

(1) 委託契約書一式

ア 委託契約書

イ 委託契約約款

ウ 個人情報取扱特記事項

エ 八戸リサイクルプラザ運転管理業務委託仕様書

(2) 委託設計書

(3) 委託積算資料

(4) 委託料の請求書（令和元年 4 月分から同年 8 月分までの 5 ヶ月分）

(5) 委託料の支出命令書（令和元年 4 月分から同年 8 月分までの 5 ヶ月分）

5 請求の受理

本件請求において、請求人は、平成 31 年 4 月 1 日に締結した平成 31 年度分の八戸リサイクルプラザ運転管理業務委託契約（以下「本件委託契約」という。）の別紙八戸リサイクルプラザ運転管理業務委託仕様書（以下「委託仕様書」という。）第 7 条で受託者が準備しなければならないとされている重機の取得費及び受託者の負担とされている重機の維持管理に必要な経費が重機損料として積算の内容に含まれている設計額に基づいて手続が進められた契約の締結行為は不当なものであり、そのような不当な手続により締結された本件委託契約に基づいて、本来、支払うべきではない重機損料を含んだ委託料を八戸地域広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）が支出したのは不当であるから、組合の管理者に対し、組合が支払った委託料のうち、重機損料相当額を組合に返還することを求めるとして住民監査請求がなされたものと解され、法第 242 条に規定する要件を備えているものと認め、これを令和元年 10 月 21 日に受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容及び陳述並びに請求の要件審査の結果を総合的に判断して、監査対象を次のとおりとした。

(1) 委託仕様書の規定内容等からして、重機損料を積算内容に含んだ設計額に基づいて手続が進められた契約の締結行為は違法、不当であるかどうか。

(2) 本件委託契約に基づき支出した委託料のうち、重機損料相当額を管理者が組合に返還しなければならないかどうか。

2 監査対象課及び関係書類の提出

環境衛生部八戸リサイクルプラザを監査対象とし、事実関係を把握するため関係書類の提出を求めた。

3 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条第 6 項の規定に基づき、令和元年 11 月 21 日に陳述の機会を設けた。その際、陳述の内容は、既に提出されている住民監査請求書の範囲内のものであった。

なお、同項の規定に基づく証拠の提出の機会の付与については、令和元年 10 月 28 日に請求人の意向を確認し、新たな証拠の提出はない旨を確認した。

第 3 監査の結果

本件請求については、合議により次のとおり決定した。

本件請求は、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

以下、その理由について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 本件委託契約の内容について

本件委託契約の内容については、委託者である組合が八戸リサイクルプラザでの次の業務を受託者に委託し、その対価として委託料を支払うものであることを確認した。

ア 運転操作業務 八戸リサイクルプラザの工場棟で粗大ごみ、不燃ごみ、資源ごみ及び有害ごみを処理するための搬入車両の誘導業務、破砕不適物の除去業務、破砕ライン、資源化ライン、紙・布ラインの運転及び関連施設の運転業務等

イ 保守管理業務 八戸リサイクルプラザの工場棟内各設備装置全般の日常保守点検、定期点検等

ウ 計量業務 八戸リサイクルプラザに搬入されるごみの計量等

(2) 本件委託契約の締結について

本件委託契約の締結については、次の手続が、財務規則に定められた契約担当者等による決裁を経て行われていることを確認した。

ア 平成 31 年 3 月 25 日に設計額 206,903,800 円で設計し、設計の内容について決裁を得る。なお、設計額には重機損料として年間損料 9,116,820 円及び年間維持費 2,229,471 円の年損料合計 11,346,291 円が含まれていた。

イ 平成 31 年 3 月 26 日に見積り合わせによる執行伺、業者指名伺の決裁を得る。同日、見積指名業者に対し、見積指名通知書、委託仕様書及び委託設計書（金抜き）を配付する。なお、委託仕様書の第 7 条は次のとおり規定されていた。

（重機の準備）

第 7 条 業務に必要な重機は、受託者が準備するものとする。

必要な重機は、別表－1 のとおりとする。

重機の運転及び維持管理に必要な経費については、受託者の負担とする。

ウ 平成 31 年 3 月 28 日に予定価格書を作成。同日、見積り合わせを執行し、189,000,000 円で決定

エ 平成 31 年 3 月 28 日に契約締結伺を起案し、同月 29 日に決裁を得る。

オ 平成 31 年 4 月 1 日に契約を締結

契約の名称 八戸リサイクルプラザ運転管理業務委託契約

契約期間 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで

契約額 206,010,000 円
 契約締結日 平成 31 年 4 月 1 日
 契約の相手 八戸広域廃棄物再利用事業協同組合 代表理事 庄司 肇

(3) 本件委託契約に基づく委託料の支出

本件委託契約に基づく委託料の支出については、契約書に定められた各月分の委託料について、財務規則に定められた支出命令権者による決裁を経て行われていることを確認した。

	支出額	支出命令日	支出日
平成 31 年 4 月分	17,010,000 円	令和元年 5 月 7 日	令和元年 5 月 15 日
令和元年 5 月分	17,010,000 円	令和元年 6 月 4 日	令和元年 6 月 18 日
令和元年 6 月分	17,010,000 円	令和元年 7 月 2 日	令和元年 7 月 19 日
令和元年 7 月分	17,010,000 円	令和元年 8 月 1 日	令和元年 8 月 15 日
令和元年 8 月分	17,010,000 円	令和元年 9 月 2 日	令和元年 9 月 20 日
令和元年 9 月分	17,010,000 円	令和元年 10 月 1 日	令和元年 10 月 15 日

2 判断

関係資料の調査、事実関係の確認に基づき、本件請求について、次のように判断する。

- (1) 委託仕様書の規定内容等からして、重機損料を積算内容に含んだ設計額に基づいて手続が進められた契約の締結行為は違法、不当であるかどうか。

委託仕様書第 7 条は「業務に必要な重機は、受託者が準備するものとする。必要な重機は、別表－1 のとおりとする。重機の運転及び維持管理に必要な経費については、受託者の負担とする。」としており、これを字義どおりに解すれば、請求人が主張するように重機の準備及び維持管理に必要な経費については受託者の負担とされることから、委託者が受託者に支払うべき委託料の積算内容に計上するのは適当でないということになる。

ところで、委託契約書全体を見れば、委託契約約款第 2 条は「費用負担」の見出しを付し、「委託業務の実施に必要な経費については、仕様書に定めるものを除き、受託者の負担とする。」としており、これも字義どおりに解すれば委託業務の実施に必要な経費については原則として受託者の負担とされ、委託仕様書第 17 条に「受託者が負担を要しない費用」として規定されている光熱水費（電気、水道）、燃料費（ボイラー用 A 重油、灯油、LP ガス）、薬品費（消臭剤）等以外の経費は人件費も含め、全て受託者が負担しなければならないこととなるが、このように解することは人件費等の委託業務の実施に要する経費を委託料の積算内容として計上した委託者及び経済・事業活動の一環として本件委託契約に係る業務を受託した受託者双方の意思に反するものであり、適当ではない。

民法第 485 条本文は、債務の履行に要する費用について「別段の意思表示がないときは、債務者の負担とする」という費用負担の原則を定めているが、これは債務の履行に要する費用は債権者から債務者に支払われる代金等に含まれているのが一般的であることからこのような定めがされているものであり、当該費用を実質的に債務者に負担させるという趣旨ではない。

委託契約約款第 2 条の「受託者の負担とする」という規定もこれと同様に、委託業務の実施に必要な経費を実質的に受託者に負担させるという趣旨ではなく、委託者から当該経費を

賄うために必要な額として積算され、支払われた委託料をもって受託者が負担するという趣旨であると考えるのが、そして、委託仕様書第17条は、このような趣旨においても受託者が負担することを要しない費用を定めたものと考えるのが相当である。

委託仕様書第7条の「受託者の負担とする」という規定の趣旨もこれと同様であると考えるのが相当であるが、そうであるとすれば、委託仕様書で改めて「受託者の負担とする」と規定しなくても委託契約約款第2条の規定により当然に受託者の負担とされるものであることから、これとは何か別の解釈をする余地があるのではないかという疑義が生じるところである。

しかし、委託仕様書の第3条には「運転操作業務の範囲」、第4条には「保守管理業務の内容」、第5条には「計量業務の内容」として、それぞれ本件委託契約により受託者に委託する業務が具体的に掲げられているが、第3条第3号②「粗大ごみ投入用重機の運転をすること」、同条第4号②（資源ごみ投入用重機の運転をすること）、同号③（選別後の各プレス品（アルミ缶、スチール缶、PETボトル）の保管場所への搬送用重機による搬送をすること）、同条第5号②（紙・布投入用重機の運転をすること）、同号③（各プレス品（新聞紙、ダンボール、雑誌・チラシ、古布、その他紙）の保管場所への搬送用重機による搬送をすること）等の規定内容からすれば、重機を使用した業務は、本件委託契約により委託する業務の重要な部分を占めていると考えられる。

そして、これらに係る経費を実質的に受託者に負担させるとした場合には受託者は委託業務を遂行できなくなり、契約の目的が達成できなくなってしまうことから、委託業務を遂行するに当たり重機の車体、構成部品、タイヤ等に生じる損耗分の代償のほか、重機に課される税金、性能維持のための検査、整備等に要する経費は、受託者が委託業務を安定的に遂行するために必要不可欠な経費として委託者が負担する必要があると考えられ、また、本件委託契約に係る見積指名通知をする際に、見積指名通知書及び委託仕様書とともにこれらに係る経費を重機損料として積算内容に含んでいる金抜き委託設計書が配付されていることからすれば、当該経費を賄うために必要な額が委託料に含まれることは委託者、受託者が共通して認識していたものということができ、受託者が見積り合わせの執行時に提出した見積書の見積額も当該経費を見込んで算出したものと考えられることから、支払う必要のないものという請求人の主張はあたらない。

以上のほか、本件委託契約の締結は、上記「1 事実関係の確認」に記載したとおり、財務規則の定めるところに従い、適正に事務が行われており、本件委託契約の別紙仕様書の規定内容等からして、委託料の積算内容に重機損料を計上したことは違法、不当であるとの請求人の主張は認められない。

- (2) 本件委託契約に基づき支出した委託料のうち、重機損料相当額を管理者が組合に返還しなければならないかどうか。

本件委託契約に基づく委託料の支出は、上記(1)のとおり適正な手続により締結された本件委託契約に基づき、財務規則の定めるところに従い、適正に事務が行われており、その支出手続に関して、違法性・不当性が認められない以上、組合が支出した委託料のうち重機損料相当額を管理者が組合に返還すべきものとは認められない。

3 結論

以上により、請求人の主張には理由がなく、本件請求は棄却するのが相当と判断する。

第4 要望

本件監査の結果については、以上のとおりであるが、委託仕様書第7条の規定は、「第3 監査の結果」の「2 判断」の(1)で述べたように、当該経費を実質的に受託者に負担させる趣旨ではなく、委託者が当該経費を賄うために必要な額として積算し、支払った委託料をもって受託者が負担する趣旨であるとの委託者、受託者の共通認識とは異なる解釈をする余地があるのではないかという疑義が残るものであることから、管理者に対し、検討の上、是正改善されることを要望する。